

子どもたちの安全を守るために

ブロック塀などの

撤去費用を補助します

最大15万円を補助

ページ番号
1016599

6月に発生した大阪北部地震では、建築基準法に違反するブロック塀が通学路に倒れ、小学4年生の女児が下敷きになり死亡してしまふという事故がありました。このような事態を二度と起こさないため、本市では危険性のあるブロック塀など（※1）を撤去する費用の一部を補助する制度を開始しました。

■対象

▽立地 道路・公園・公共施設の敷地などに面するもの。

▽高さ 次のいずれかに当てはまるもの。
 ① 道路面から80cmを超える
 ② 擁壁などの上にある場合
 ③ 擁壁などとの高さの合計が80cmを超

▼崩落したブロック塀



え、ブロック塀の高さが60cmを超える
 ③ 石塀（大谷石塀）の場合
 ② 石塀の高さを道路面から80cm以下にする（下の図参照）。

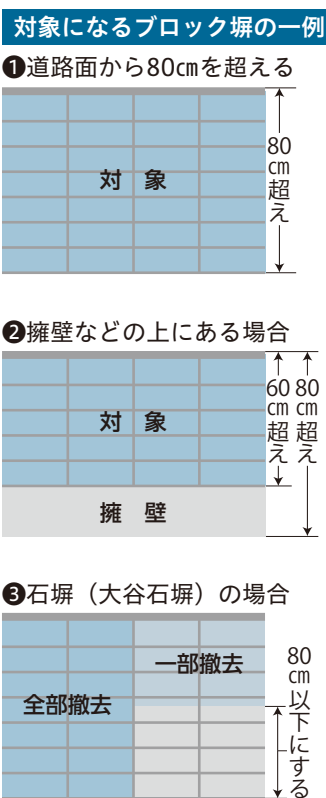
▽工事 原則、市内の業者が施工するブロック塀と基礎を取り除く工事。ただし、構造計算により、構造耐力上安全が確認できる場合は補強改修も可。また、③に該当する工事。

■対象者 この制度を初めて利用する、市税などの滞納が無い、次のいずれかに当てはまる人。
 ① 撤去するブロック塀の所有者
 ② 撤去

工事の契約者など。
 ※2 補助額
 ① 一般 補助率2分の1（限度額10万円）。
 ② スクールゾーン内 ※3 補助率4分の3（限度額15万円）。

■その他 申請の際には、事前相談依頼書（市）から取り出し可）やブロック塀の全体が分かる写真の提出が必要です。また、2021年2月までに事業を完了する必要があります。詳しくは、建築指導課 ☎(632)2573 へお問い合わせください。

対象になるブロック塀の一例
 ① 道路面から80cmを超える
 ② 擁壁などの上にある場合
 ③ 石塀（大谷石塀）の場合



こんな場合 Q&A どうなる？

Q すでに工事に着手、撤去した場合、対象になりますか。

A すでに撤去に着手、または撤去済のものは対象になりません。ただし、6月18日以降に工事着手したもので、10月末までに申請した分は対象となります。

Q 販売を目的とするものも対象となりますか。

A 販売目的のものは対象になりません。その他、開発行為に伴うもの、道路整備及び区画整理事業に伴う移転補償を受けて行うものも対象外です。

Q 自分で塀を撤去した場合も補助の対象になりますか。

A 原則、市内業者が工事したものが補助の対象となりますので、ご自身で塀を撤去した場合は対象になりません。

※1 コンクリート製の塀、石積塀、大谷石塀、万年塀、その他これらに類する塀を含みます。
 ※2 「撤去費用（見積金額）」と「撤去する塀の面積×1万円/m²（標準単価）」の少ない方の金額。補強改修は高さ80cmにしたとみなした面積で算定します。
 ※3 市内の全小学校を中心に、周囲約500mの範囲。
 ◎この特集に関するお問い合わせは、建築指導課 ☎(632)2573 へ。